

表 3.2.15(1) 大気質の測定結果の概要（一般環境大気測定局）

測定局名	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )			浮遊粒子状物質(SPM)				微小粒子状物質(PM <sub>2.5</sub> )			光化学オキシダント(O <sub>3</sub> )				二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )			
	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況
	(ppm)	(ppm)		(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )			(μg/m <sup>3</sup> )	(μg/m <sup>3</sup> )		(ppm)	(日)	(時間数)		(ppm)	(ppm)		
北区菅北小学校	0.018	0.040	○	0.022	0.050	無	○	14.2	34.1	○	-	-	-	-	-	-	-	-
此花区此花区役所	0.021	0.043	○	0.019	0.042	無	○	14.4	33.8	○	0.030	67	291	×	0.002	0.006	無	○
大正区平尾小学校	0.020	0.043	○	0.020	0.047	無	○	15.9	36.9	×	-	-	-	-	0.003	0.006	無	○
西淀川区淀中学校	0.020	0.040	○	0.019	0.044	無	○	-	-	-	0.033	92	376	×	-	-	-	-
淀川区野中小学校	0.016	0.035	○	0.019	0.045	無	○	14.7	33.1	○	0.035	69	343	×	0.004	0.008	無	○
生野区勝山中学校	0.017	0.038	○	0.021	0.048	無	○	-	-	-	0.033	80	387	×	0.006	0.012	無	○
旭区大宮中学校	0.017	0.037	○	0.019	0.045	無	○	-	-	-	0.034	77	420	×	0.006	0.013	無	○
城東区聖賢小学校	0.017	0.038	○	0.018	0.043	無	○	15.7	36.0	×	0.032	79	368	×	0.004	0.008	無	○
住之江区清江小学校	0.019	0.039	○	0.019	0.046	無	○	-	-	-	0.033	93	490	×	0.006	0.014	無	○
平野区摂陽中学校	0.017	0.037	○	0.018	0.042	無	○	-	-	-	0.033	102	485	×	0.006	0.013	無	○
西成区今宮中学校	0.020	0.041	○	0.021	0.047	無	○	-	-	-	0.031	73	330	×	-	-	-	-
西区九条南小学校	0.022	0.045	○	0.026	0.051	無	○	17.5	39.2	×	0.030	57	247	×	0.005	0.011	無	○
鶴見区茨田北小学校	-	-	-	0.019	0.040	無	○	-	-	-	0.033	92	455	×	-	-	-	-
浪速区難波中学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.037	63	274	×	-	-	-	-
住之江区南港中央公園	0.023	0.048	○	0.019	0.041	無	○	15.7	33.7	×	0.027	67	258	×	0.004	0.009	無	○
市内平均	0.019	-	13 — 13	0.020	-	-	14 — 14	15.4	-	3 — 7	0.032	78	363	0 — 13	0.005	-	-	10 — 10
環境基準	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。			日平均値の2%除外値が0.1mg/m <sup>3</sup> 以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと				1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ日平均値の年間98%値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること			1時間値が0.06ppm以下であること				日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。			

表 3.2.15(2) 大気質の測定結果の概要（自動車排出ガス測定局）

測定局名	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )			浮遊粒子状物質(SPM)				微小粒子状物質(PM <sub>2.5</sub> )			一酸化炭素(CO)				二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )			
	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況
	(ppm)	(ppm)		(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )			(μg/m <sup>3</sup> )	(μg/m <sup>3</sup> )		(ppm)	(ppm)			(ppm)	(ppm)		
北区梅田新道	0.026	0.046	○	0.024	0.050	無	○	-	-	-	0.3	0.6	無	○	-	-	-	-
西淀川区出来島小学校	0.028	0.051	○	0.020	0.048	無	○	14.7	34.3	○	0.3	0.6	無	○	0.005	0.012	無	○
住之江区北粉浜小学校	0.023	0.041	○	0.022	0.050	無	○	17.6	38.7	×	-	-	-	-	-	-	-	-
東住吉区杭全町交差点	0.023	0.043	○	0.022	0.047	無	○	14.4	34.9	○	-	-	-	-	-	-	-	-
旭区新森小路小学校	0.025	0.044	○	0.021	0.042	無	○	14.6	35.3	×	-	-	-	-	-	-	-	-
福島区海老江西小学校	0.022	0.042	○	0.019	0.044	無	○	-	-	-	-	-	-	-	0.005	0.011	無	○
東成区今里交差点	0.030	0.053	○	0.023	0.048	無	○	-	-	-	0.4	0.8	無	○	-	-	-	-
東淀川区上新庄交差点	0.022	0.044	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住之江区住之江交差点	0.027	0.048	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鶴見区茨田中学校	0.024	0.044	○	0.020	0.044	無	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住吉区我孫子中学校	0.020	0.037	○	0.018	0.041	無	○	16.6	37.2	×	-	-	-	-	-	-	-	-
市内平均	0.025	-	11 — 11	0.021	-	-	9 — 9	15.6	-	2 — 5	0.3	-	-	3 — 3	0.005	-	-	2 — 2
環境基準	同上			同上				同上			日平均値の2%除外値が0.0ppm以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。				同上			

注1. 各項目の市内平均の年平均値欄の数字は、各測定局の年平均値の平均を示す。  
 2. 各項目の市内平均の環境基準達成状況欄の数字は、(環境基準達成局数)/(有効測定局数)を示す。  
 3. 環境基準達成状況については、光化学オキシダントを除き長期的評価による。

出典：「平成 29 年度 大気汚染濃度測定結果」（平成 30 年 6 月、大阪市）

## (2) 水 質

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」及び「平成 29 年度 ダイオキシン類環境調査結果」（平成 30 年 7 月、大阪市）によると、大阪市内における平成 29 年度の河川・海域における生活環境項目及びダイオキシン類の現況は、以下に示すとおりである。

### (a) 生活環境項目

生活環境項目のうち、代表的な汚濁指数とされている河川における生物化学的酸素要求量（BOD）、海域における化学的酸素要求量（COD）の平成 29 年度の調査結果は、市内の河川（38 地点）・海域（9 地点）の全地点で環境基準を達成した。なお、護岸工事を実施する道頓堀川の BOD の日間平均値の年間 75% 値の調査結果は 1.1mg/L となっており、環境基準を達成した。

### (b) ダイオキシン類

平成 29 年度ダイオキシン類（水質）の市内年平均値は、河川で 0.31pg-TEQ/L、海域で 0.16 pg-TEQ/L となっており、市内の河川 21 地点中 20 地点で、海域 2 地点の全地点で環境基準を達成した。なお、護岸工事を実施する道頓堀川のダイオキシン類（水質）の調査結果は 0.26～2.4pg-TEQ/L となっており、環境基準を達成した。

## (3) 地下水

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」及び「平成 29 年度地下水汚染調査結果」（大阪市）によると、大阪市内における平成 29 年度の人々の健康の保護に関する項目及びダイオキシン類の地下水調査結果は、以下に示すとおりである。

### (a) 人の健康の保護に関する項目

地下水については、平成 29 年度は、概況調査（5 地点）、汚染井戸周辺地区調査（5 地点）、継続監視調査（7 地点）を実施している。

概況調査結果は、市内の 5 地点全地点で環境基準を達成した。

汚染井戸周辺地区調査結果は、市内の 5 地点中 4 地点で環境基準を達成した。砒素及び塩化ビニルモノマーについては、1 地点（生野区巽中）で環境基準を達成しなかった。

継続監視調査結果は、市内の 7 地点中、砒素（1 地点：浪速区元町）、塩化ビニルモノマー（3 地点：鶴見区浜、都島区中野町、平野区加美北）、1,2-ジクロロエチレン（2 地点：鶴見区浜、平野区加美北）、ふっ素（1 地点：西成区鶴見橋）、ほう素（1 地点：此花区島屋）で環境基準を達成しなかった。

#### (b) ダイオキシン類

平成 29 年度のダイオキシン類（地下水質）の 1 地点の年平均値は 0.10pg-TEQ / L となっており、環境基準を達成した。

#### (4) 土 壤

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」によると、平成 29 年度に大阪市に報告書等の提出があった土壌調査 49 件のうち指定基準を超過する物質が検出された事例は 46 件となっている。事業計画路線の近接においては、北区大深町・梅田 1 丁目・梅田 3 丁目等（自然由来特例区域）、浪速区恵美須西 3 丁目がそれぞれ「土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域」に指定されている。

平成 29 年度のダイオキシン類（土壌）の市内年平均値は 1.6pg-TEQ / g となっており、市内の調査地点（2 地点）の全地点で環境基準を達成した。

#### (5) 騒 音

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」によると、騒音の現況は以下に示すとおりである。

なお、平成 29 年度の市内における騒音（低周波含む）についての苦情件数は 825 件で、全公害苦情件数 1,403 件の 58.9% を占めていた。発生源別では、「工事・建設作業」の苦情件数が 373 件と最も多く、全騒音苦情件数の 45.2% を占めており、次いで「工場・事業場」の苦情件数 122 件（14.8%）となっている。

##### (a) 道路交通騒音

平成 29 年度の市内の主要幹線道路沿道（道路に面する地域）における道路交通騒音の測定結果は、測定地点 50 地点のうち、昼間・夜間の時間帯とも環境基準を達成した地点は 30 地点（60.0%）、昼間の時間帯のみで環境基準を達成した地点は 10 地点（20.0%）、夜間の時間帯のみで環境基準を達成した地点は 0 地点（0.0%）、昼間・夜間の時間帯とも環境基準を達成しなかった地点は 10 地点（20.0%）となっている。

また、平成 29 年度の市内の自動車騒音常時監視結果は、全評価対象戸数約 44 万戸のうち、昼間・夜間の時間帯とも環境基準を達成した割合は 94.5%、昼間の時間帯のみで環境基準を達成した割合は 2.6%、夜間の時間帯のみで環境基準を達成した割合は 0.1%、昼間・夜間の時間帯とも環境基準を達成しなかった割合は 2.8% となっている。

##### (b) 新幹線鉄道騒音

平成 29 年度の市内の新幹線鉄道騒音（東海道新幹線・山陽新幹線）の測定結果は 68～71 デシベルとなっており、市内の測定地点（3 地点）の 1 地点で環境基準を達成しなかった。

### (c) 航空機騒音

平成 29 年度の市内の航空機騒音（大阪国際空港着陸航路下）の 1 地点の測定結果は 61 デシベルとなっており、環境基準を達成しなかった。

## (6) 振 動

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」によると、振動の現況は以下に示すとおりである。

なお、平成 29 年度の市内における振動についての苦情件数は 89 件で、全公害苦情件数 1,403 件の 6.3%を占めていた。発生源別では、「工事・建設作業」の苦情件数が 72 件と最も多く、全振動苦情件数の 80.9%を占めており、次いで「工場・事業場（焼却施設、産業用機械作動を含む）」、「移動発生源（自動車運行・鉄道運行を含む）」、「その他」の苦情件数がそれぞれ 5 件（5.6%）となっている。

### (a) 道路交通振動

平成 29 年度の市内の主要幹線道路沿道（道路に面する地域）における道路交通振動の測定結果は、測定地点 50 地点で、昼間の時間帯が 31～54 デシベル、夜間の時間帯は 25～49 デシベルとなっている。

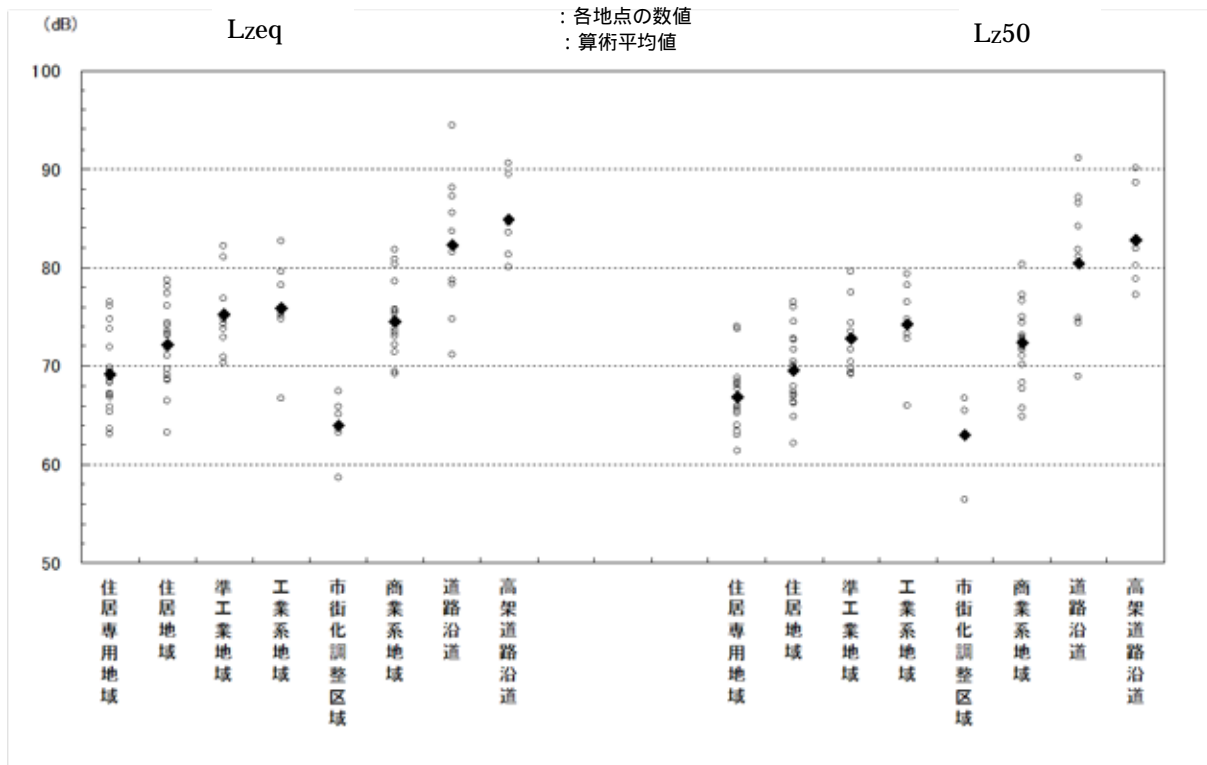
### (b) 新幹線鉄道振動

平成 29 年度の市内の新幹線鉄道振動（東海道新幹線・山陽新幹線）の測定結果は 48～59 デシベルとなっている。

## (7) 低周波音

低周波音とは、概ね 1～100Hz の音のことをいい、その中でも、人間の耳では特に聞こえにくい 20Hz 以下の音を超低周波音という。例えば、船やバス・トラック等のエンジン音、大きな滝の水が滝壺に落ちる音、波が防波堤で砕ける音等に低周波音が多く含まれている。

「大阪府環境白書 2018 年度版」によると、大阪府では、一般環境中の低周波音の実態を把握するために、平成 14 年～16 年度に府下 93 地点で測定を実施している。その結果は、図 3.2.8 に示すとおりである。一般環境中の低周波音の等価音圧レベルは、商業系地域で 69～82 デシベル、道路沿道で 71～94 デシベル、高架道路沿道で 80～91 デシベルとなっている。



出典：「大阪府環境白書 2018 年版（平成 30 年版）」（大阪府）

図 3.2.8 大阪府内における一般環境中の低周波音の音圧レベル

(8) 地盤沈下

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」によると、平成 27 年度の市内の地盤沈下の水準測量による調査結果は、水準点 205 地点のうち、平成 24 年度と比べて、-2cm 以上変動した地点が 0 地点（0%）、-2～-1cm 変動した地点が 8 地点（3.9%）、-1～0cm 変動した地点が 94 地点（45.9%）、変動なしが 7 地点（3.4%）、0cm～+1cm 変動した地点が 96 地点（46.8%）、+1cm 以上変動した地点が 0 地点（0%）となっている。

(9) 悪臭

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」によると、平成 29 年度の市内における悪臭についての苦情件数は 228 件で、全公害苦情件数 1,403 件の 16.3%を占めていた。発生源別では、「工場・事業場」の苦情件数が 83 件と最も多く、全悪臭苦情件数の 36.4%を占めており、次いで「その他」の苦情件数 53 件（23.2%）となっている。

#### (10) 日照障害

日照障害は、大阪市内では「大阪市建築基準法施行条例」（平成 12 年大阪市条例第 62 号(最終改正：令和元年大阪市条例第 9 号)）に基づき、日影規制が行われている。

#### (11) 電波障害

電波障害とは、建築物がテレビ電波を遮へいすること等によって、テレビ電波の受信に障害が生じることである。高層建築や鉄塔等の影響で発生することが多いとされている。

#### (12) 廃棄物

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物に区分されている。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物を指し、主に家庭から発生する家庭系ごみ、オフィスや飲食店等から発生する事業系ごみ及びし尿に分類される。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律で定められた 20 種類のことをいう。

##### (a) 一般廃棄物（ごみ）

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」によると、大阪市では、廃棄物等の発生抑制、再使用や再生利用の取組を積極的に推進してきた結果、ごみ処理量は、平成 27 年度に 92 万トン、平成 28 年度に 90 万トン、平成 29 年度に 90 万トンとなる等着実に減少している。また、平成 28 年 3 月には「一般廃棄物処理基本計画」を改定し、前計画で将来目標としていた「2025 年度のごみ処理量 90 万トン」とする減量目標を「84 万トン」に見直す等、これまでの減量施策に加え、市民・事業者・大阪市の連携のもと、ごみの発生抑制や再使用の取組（2R）をより一層進め、ごみ減量の流れを継続・発展させることとしている。

##### (b) 産業廃棄物

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」によると、平成 27 年度に実施した排出実態調査の結果、平成 26 年度に大阪市から排出された産業廃棄物の処理状況は、全体で 690 万トン（公共施設を含む）であり、そのうち 685 万トン（99.3%）が中間処理され、331 万トン（48.0%）の処理残さが生じ、354 万トン（51.4%）が減量化されている。再生利用量は、直接再生利用される 1.1 万トンと処理後再生利用される 320 万トンを合わせた 321 万トンで、最終処分量は、直接最終処分される 3.5 万トンと処理後最終処分される 11 万トンを合わせた 14 万トンとなっている。

### (13) 景 観

大阪市においては、「都市計画法」(昭和43年法律第100号(最終改正:平成30年法律第22号))に基づき風致地区が指定されている。事業計画路線は、風致地区には指定されていない。

なお、大阪市では、都市景観の形成に係る施策を総合的・体系的に推進するため、平成10年に「大阪市都市景観条例」を制定し、平成29年10月1日から新しい「大阪市景観計画」が施行されている。事業計画路線は、都心景観形成区域に指定されるとともに、中之島地区及びなにわ筋地区は重点届出区域に指定されている。また、土佐堀通～長堀通は都心中央部景観配慮ゾーン、なにわ筋は道路景観配慮ゾーンにそれぞれ指定されている。

### (14) 地球環境

企業活動や生活活動の中での資源・エネルギー消費は、多量の二酸化炭素等の温室効果ガスや硫酸化物等酸性雨の原因物質の排出に伴い、地球環境問題の原因となっている。

「大阪市環境白書 平成30年度版」によると、地球温暖化対策の取組により、2016年度(平成28年度)における大阪府域からの温室効果ガス排出量は1,947万トン-CO<sub>2</sub>となっており、1990年度(平成2年度)と比べて約9%減となっている。

### (15) 公害苦情

平成29年度の大阪府域及び事業計画路線の周辺地域における公害苦情件数は、表3.2.16に示すとおりである。

表 3.2.16 公害苦情件数(平成29年度)

区分		大気汚染	水質汚濁	騒音 <sup>1)</sup>	振動	悪臭	その他 <sup>2)</sup>	合計
区名								
大	阪 市	247	2	825	89	228	12	1,403
周 辺 地 域	北 区	12	0	57	0	19	1	89
	福 島 区	6	0	26	5	12	0	49
	中 央 区	19	2	123	5	9	1	159
	西 区	12	0	36	2	5	3	58
	浪 速 区	6	0	38	6	3	0	53
	西 成 区	6	0	30	3	69	1	109
	計	61	2	310	21	117	6	517

(注) 1. 低周波音を含む。

2. 土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む。

出典: 「大阪市環境白書 平成30年度版」(大阪市)

### 3.2.3 自然環境の概要

#### (1) 気象

大阪管区気象台の観測結果によると、平成30年の大阪の年平均気温は、17.4（平年値16.9）、年間降水量は1,651.5mm（平年値1,279.0mm）、年間日照時間は2,265.6時間（平年値1996.4時間）となっており、前年に比べ、年平均気温は0.6上昇し、年間降水量は376.0mm増加し、年間日照時間は81.0時間増加となった。

#### (2) 地象

##### (a) 地形

大阪市が位置する大阪平野は、西は大阪湾に面し、北・東・南の三方は標高600mから1,100mの北摂、金剛・生駒、和泉葛城の山地に囲まれている。この大阪平野には、北東部を京都盆地から淀川が、また中央部を奈良盆地から大和川がそれぞれ貫流している。

大阪市の地形は、中央部からやや東寄りに南北9km、東西2kmにわたって上町丘陵地があり、その東側は扇状地性低地、西側は自然堤防・砂州、三角州性低地が広がっている。臨海部は埋立地となっている。

事業計画路線の周辺地域の地形は、三角州性低地となっており概ね平坦である。

##### (b) 地質

大阪市の地質は大部分が沖積層に属しているが、東部及び南部に連なる上町丘陵地は和泉山麓の台地の北縁が市内に延びて台地を成しているもので、大阪層群と呼ばれる洪積層である。

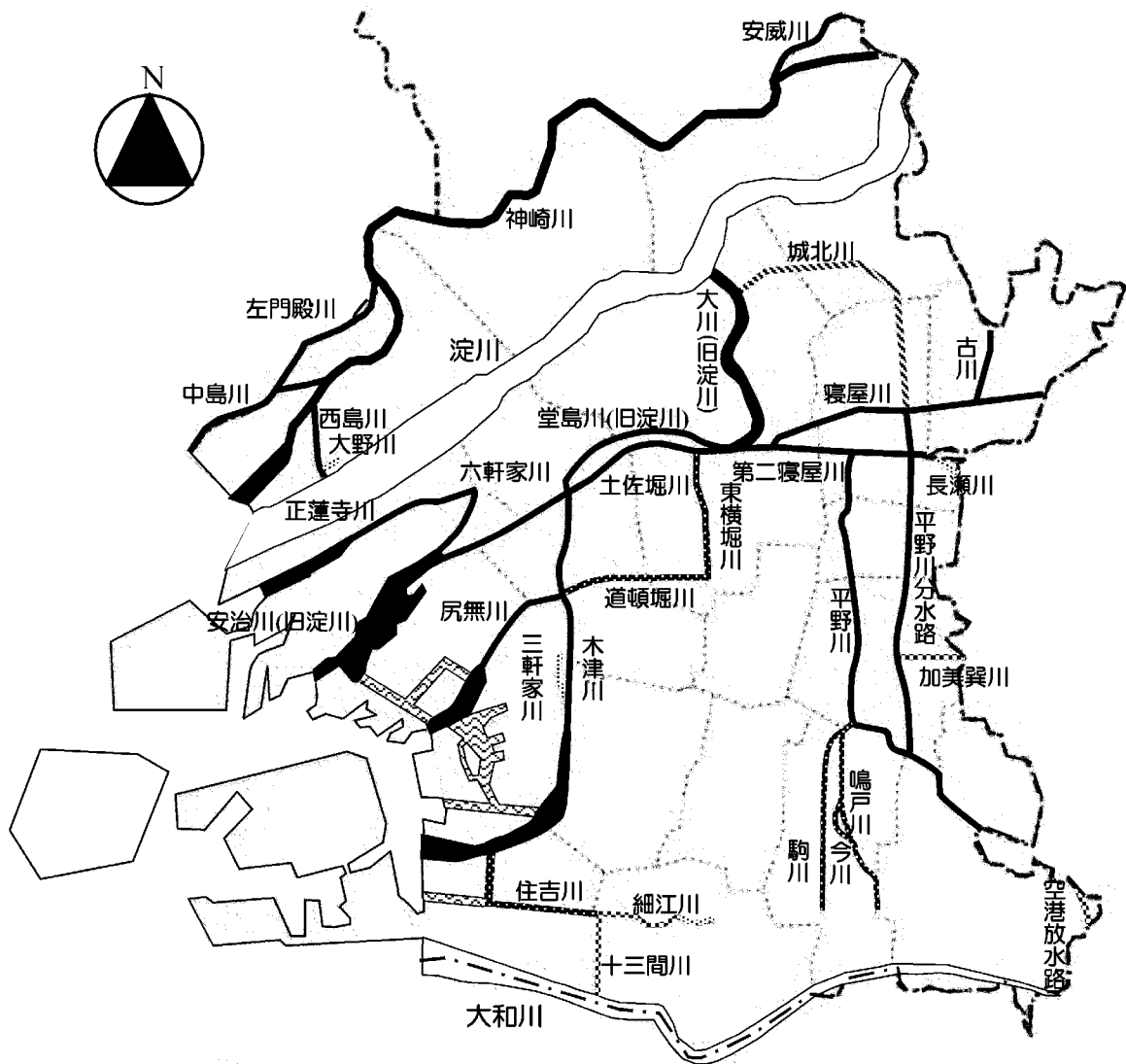
事業計画路線の周辺地域は、沖積粘土層及び沖積砂層となっている。

#### (3) 水象

大阪市内における河川管理図は、図3.2.9に示すとおりである。

大阪市内を流れる河川のほとんどは淀川水系に属し、淀川本流は直接大阪湾に注いでいる。淀川の派流として北に神崎川が流れ、毛馬水門から分流して旧淀川である大川、堂島川、安治川等が流れている。また、大阪平野東部から大阪府下の群小河川を合わせて、京橋で大川と合流する寝屋川水系もこれに属している。大阪市の南端には大和川水系がある。





凡例	河川法取り扱い	管理者
—	1級河川	国土交通大臣
—	1級河川(指定区間)	大阪府知事
●●●●	1級河川(指定区間)	大阪市長
▨▨▨▨	1級河川(指定区間)	大阪市長(知事から委任・委託)
▣▣▣▣	準用河川	大阪市長
▤▤▤▤	普通河川	大阪市長
- - -		市界
- - -		区界

出典：「大阪市地域防災計画<資料編>」（平成29年11月 大阪市）

図 3.2.9 大阪市内河川管理図

#### (4) 動物・植物・水生生物

「大阪市環境白書 平成 30 年度版」によると、平成 29 年度には市内河川 19 地点において魚類生息状況調査が行われており、メダカやドジョウ、ニホンウナギ等の絶滅危惧種を含め、在来種 46 種が確認された。道頓堀川では、コウライモロコ、ワカサギ、ボラ、マハゼ等が確認された。また、平成 25 年度に河川及び海域で実施した底生生物(貝類や甲殻類等)調査ではハクセンシオマネキ(カニの仲間)やカワニナの仲間等の絶滅危惧種を含め、148 種の底生生物が確認された。

#### (5) レクリエーション資源

事業計画路線の周辺地域における公園等の分布状況は、図 3.2.10 に示すとおりである。